右の者らに対する各関税法違反、物品税法違反被告事件について、昭和四二年一二月一二日当裁判所のした上告棄却決定につき、職権で、次のとおり決定する。本件異議申立期間(三日間)を二〇日間に延長する。

昭和四二年一二月一二日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	松	本	正	<b>太隹</b>
裁判官	飯	村	姜	美